

# 農地法第4条の規定による許可申請書

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

令和 年 月 日

岡山市第 農業委員会 会長 殿

申請者

農業委員会 受付年月日
整理番号

1. 申請者の住所等	住 所				職業又は主たる事業	電話番号		
2. 土地表示等	土地の所在		地番	地目		面積	耕作者氏名	取得した年及び原因
	区	大字		登記簿	現況			
						m <sup>2</sup>		
						m <sup>2</sup>		
						m <sup>2</sup>		
計		m <sup>2</sup> (田		m <sup>2</sup> , 畑		m <sup>2</sup> )		
3. 転用計画	(1) 転用しようとする事由の詳細	用途	事由の詳細					
	(2) 転用の時期及び利用期間	土地造成着手	令和 年 月 日	転用期間の別	イ. 永年    ロ. 一時			
		工事着手	令和 年 月 日	事業の操業又は施設の利用期間	令和 年 月 日から			
		工事完了	令和 年 月 日		令和 年 月 日まで			
(3) 施設の概要	建物(工作物)の名称	棟数	建築面積	所要面積	建ぺい率			
					%			
4. 資金調達についての計画	土地造成	万円	自己資金	万円	5. (1) 付近土地, 作物, 家畜等の被害防除施設の概要	別紙被害防除計画書及びその計画図面のとおり		
	建物施設	万円	借入金	万円				
		万円		万円				
	計	万円	計	万円				
6. その他参考事項	(1) 耕作面積	a		(3) 貸借地の場合の解約の有無	イ. 有	ロ. 無		
	(2) 申請地の自作・貸借の別	イ. 自作地	ロ. 貸借地	(4) 土地改良事業等実施の有無	イ. 有	ロ. 無		
7. 添付書類	(1) 転用土地の位置図及び申請地を含めた付近土地の切絵図又は地積図			(7) その他事業遂行上支障となる権利を有する者がある場合は, その権利者の同意書				
	(2) 申請地の登記事項証明書(全部事項証明書)			(8) 被害防除計画書及びその計画図面				
(3) 法人にあっては法人の登記事項証明書, 又は定款もしくは寄附行為			(9) 他法令の許認可を要する場合には, これを了している書面又はその写し(申請手続中の場合は, 申請書の写し)					
(4) 所有権以外の権限に基づく申請の場合は, 所有者の同意書			(10) 資金調達計画を証する書類					
(5) 土地利用計画図及び建築施設の平面図・立面図			(11) その他参考資料					
(6) 申請農地が土地改良区の地区内にある場合は, 土地改良区の意見書								



## 添付書類一覧表

○農地法第4条許可申請（自己の農地の転用）

○農地法第5条許可申請（他者の農地又は採草放牧地の転用で権利移動を伴う）

（提出部数 1部）

チェック	申請書類		備考
	4, 5条許可申請書（原本）	必須	
	土地登記事項証明書（原本）	必須	・全部事項証明書に限る。 （相続登記・分筆登記済のもので、申請日から6カ月以内のもの） ・既存宅地等を一体で開発する場合、既存施設を拡張する場合等は当該土地の全部事項証明書又は要約書の写しも添付。
	公図又は国土調査図	必須	・隣接の地番・現況地目・所有者名・耕作者名を記入。（申請地を着色）
	位置図	必須	・住宅地図程度で申請地が特定できるもの。（地図上に申請地を表示すること。）
	土地利用計画図※	必須	・露天駐車場又は露天資材置場の場合は、車両・資材等の種類・数量を表示。 ・既存宅地等を一体開発の場合は、全体の土地利用計画を表示すること。 ※被害防除計画の図面や配置図と兼用する場合は、それぞれ必要事項を表示すること。
	被害防除計画書及び図面※	必須	・擁壁、法面、排水路、合併浄化槽など防除施設を図面に表示。
	建築物	配置図※	建築物を伴う転用の場合 ・建築基準法上の道路を明記。 ・建築面積及び各階床面積を表示。 ・施設の高さを表示。
平面図			
立面図			
	土地改良区意見書	右記に該当する場合	・申請地が土地改良区に属する場合。（改良区事務所に問い合わせ）
	資金証明書等	必須	・自己資金の場合：金融機関の残高証明書、預金通帳の表紙及び最終ページの写し ・借入金の場合：金融機関の融資証明書・融資可能額証明書など、金融機関以外の融資証明書・金銭消費貸借契約書など
	他法令の許可申請書等	右記に該当する場合	・開発許可申請書・盛土規制法許可申請書（届出書）の写し（受付印のあるもの） ※開発許可・盛土規制法許可と農地転用許可は、同日申請で同日許可 ・都市計画法第32条の同意書 ・道路法第24条申請書の写し（受付印のあるもの） ・公共物使用許可申請書の写し（受付印のあるもの） ・墓地経営許可申請書の写し（受付印のあるもの） ※墓地経営許可と農地転用許可は、同日申請で同日許可 ・転用目的により免許等が必要な場合：免許等の写し（医師免許、産廃業免許等） ・その他法令等に基づく申請書等の写し
	住民票（原本）等	右記に該当する場合	・譲受人が市外居住者の場合：譲受人の住民票 ・土地の全部事項証明書と所有者の現住所が異なる場合：譲渡人の住民票等
	同意書	右記に該当する場合	・所有権以外の権限に基づく申請の場合・・・所有者の同意書 ・他人の土地との一体的な転用を行う場合・・・該当者の同意書 ・取水、排水等の水利権者等から同意を得ている場合・・・その関係者の同意書 ・その他転用事業遂行上支障となる権利を有する者の同意書
	貸借契約書又は貸借予約書	右記に該当する場合	・貸露天駐車場、貸露天資材置場等の場合に必要。
	委任状（原本）		・申請を代行者がする場合

### ■申請者が法人の場合の追加書類

法人登記事項証明書（原本） 又は 定款又は寄付行為（写）	必須	・履歴事項証明書、現在事項証明書のどちらでも可。
現在地位置図		・甲種農地、第1種農地を資材置場等に転用する場合に添付 （法人の所在地及び現在使用中の資材置場の位置図）

### ■一時転用の場合の追加書類等

○通常一時転用	原形復旧誓約書
○永久転用目的の一時転用	3年間の使用誓約書
○農地改良（一時転用）	工事計画書、作付計画書、縦横断面図（現況地盤高、計画地盤高、表土の厚さを表示すること）、土砂の搬入経路図、見積書又は積算書、廃棄物で埋立てをしない旨の誓約書

### ■農家住宅、農業用施設へ転用する場合の追加書類

○事業者が権限を有する耕作地の位置及び地番、面積を示す図面 申請地から半径10kmの範囲に10a以上の耕作地（申請者本人が権利を有しているものに限る）
--

### ■その他 会長が必要と認める書類